

# 第1回武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会 次 第

日時：平成25年10月17日（木）  
午後6時30分  
場所：301会議室

## 1 委員の委嘱等について

- (1) 委嘱書の交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員の紹介
- (4) 事務局職員の紹介

## 2 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会について

## 3 副座長の指名について

## 4 会議の取扱いについて

## 5 報告事項

- (1) 男女共同参画を取り巻く社会の状況について
- (2) 武蔵村山市第二次男女共同参画計画の推進状況について
- (3) 市民意識調査結果（速報）について
- (4) 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の策定方針について

## 6 議題

- (1) 今後の会議の進め方について
- (2) 計画の体系について
- (3) 計画の基本理念について
- (4) その他

## 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会について

このことについて、下記のとおり説明します。

### 記

#### 1 男女共同参画計画市民懇談会設置要綱について（資料1）

##### (1) 市民懇談会の所掌事項

市民懇談会は、市が行う男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な事項について調査検討し、その結果を市長に報告する（設置要綱第2条）。

##### (2) 市民懇談会の組織

市長が委嘱する委員10人（男性及び女性の数になるべく同数となるように配慮する。）をもって組織する（設置要綱第3条）。

ア 識見を有する者 1人

イ 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（乙）第21号）第3条第2号の委員 2人

ウ 自治会その他の市内で活動する公共的団体の代表者がその構成員のうちから推薦する者 5人

エ 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する満20歳以上の者をいう。） 2人

#### 2 市民懇談会の開催回数（予定）について

月1回（25年10月～26年3月：計6回）の会議を予定しており、市民懇談会に係る予算措置としては次のとおりである。

（予算措置）

市民懇談会委員謝礼 180,000円

（委員）3,000円×10人×6回＝180,000円

### 3 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	所 属 団 体
澤 田 泉	識見を有する者	
田 中 勝 子	男女共同参画推進市民委員会委員（公募委員）	
藤 原 アヤ子		
朝 倉 高 志	自治会その他の市内で活動する公共的団体	特定非営利活動法人ダイバーシティ コミュ
猪 股 昭		武蔵村山市自治会連合会 （上水台自治会長）
栗 原 誠		武蔵村山市商工会（青年部）
水 上 玲 子		国際ソロプチミスト武蔵村山
森 林 育 代		特定非営利活動法人ダイバーシティ コミュ
青 木 裕 子	公募	
渡 辺 真紀子		

（同一選出区分内五十音順、敬称略）

### 4 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会事務局（生活環境部協働推進課）

職 名	氏 名
生活環境部長	山 田 行 雄
生活環境部協働推進課長	雨 宮 則 和
生活環境部協働推進課協働推進グループ主査	矢 野 喜 之
生活環境部協働推進課協働推進グループ主事	進 藤 篤 是

武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱

〔平成25年7月5日〕  
訓令（乙）第120号

（設置）

第1条 武蔵村山市（以下「市」という。）における男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な計画となる武蔵村山市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 市民懇談会は、市が行う男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 市民懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
- (2) 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（乙）第21号）第3条第2号の委員 2人
- (3) 自治会その他の市内で活動する公共的団体の代表者がその構成員のうちから推薦する者 5人
- (4) 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する満20歳以上の者をいう。） 2人

2 市長は、前項の規定により委員を委嘱しようとするときは、市民懇談会を構成する男性及び女性の数になるべく同数となるように配慮するものとする。

（座長及び副座長）

第4条 市民懇談会に、座長及び副座長1人を置く。

2 座長は前条第1号に掲げる者である委員をもって充て、副座長は委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民懇談会の会議は、座長が招集する。

2 市民懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 市民懇談会の庶務は、生活環境部協働推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が市民懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

## 副座長の指名について

このことについて、武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱（平成25年武蔵村山市訓令（乙）第120号）第4条第2項の規定に基づき指名します。

記

副座長 \_\_\_\_\_

(参考)

### ○武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱 - 抄 -

(座長及び副座長)

第4条 市民懇談会に、座長及び副座長1人を置く。

2 座長は前条第1号に掲げる者である委員をもって充て、副座長は委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 会議の取扱いについて

このことについて、下記のとおり協議します。

### 記

#### 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会に関する運営要領（案）

平成 年 月 日

武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 市民懇談会の会議（以下「会議」）は、公開とする。

2 公開は、市民に会議を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）を市民懇談会の座長（以下「座長」という。）に提出しなければならない。

2 座長は、傍聴を認めたときは、承認書（第2号様式）を交付する。

（許可しない者）

第4条 座長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、座長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

- 2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

- 2 作成した会議録は、次の会議の際、市民懇談会の委員の承認を得て確定する。
- 3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。



附属機関等の会議の傍聴申込書

第 号

		平成 年 月 日
武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会座長 殿		
		申込者氏名
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
附属機関等の名称		武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会
開 催 日 時		平成 年 月 日 ( ) 午後 時 分から
開 催 場 所		
備 考		

附属機関等の会議の傍聴許可書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
附属機関等の名称		武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会
開 催 日 時		平成 年 月 日 ( ) 午後 時 分から
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を許可します。		
平成 年 月 日		
武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会		

（日本工業規格A列4番）

(裏)

傍 聴 者 心 得

- 1 許可なく写真、映像等を撮影し、又は録音しないこと。
- 2 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 3 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻等を着用しないこと。
- 4 飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 会議における討論等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 6 私語、談笑等を慎むこと。
- 7 決められた出入口以外からは出入りしないこと。
- 8 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(参考1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第6条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

## 報告事項 1 男女共同参画を取り巻く社会の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

「男女共同参画を取り巻く社会の状況について（別紙：資料2）」を参照してください。

## 報告事項 2 武蔵村山市第二次男女共同参画計画の推進状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

### 1 推進状況の調査について

「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」では、計画の実効性を高めるために、年度ごとにそれぞれの事業の推進状況の調査を行い、調査結果を公表している。

平成22年度、23年度は、各事業所管課がA～Eの5段階で自己評価を行った。

#### 【評価区分】

A	事業を実施し、市民等から反響、要望等が多く大きな成果が得られている。
B	事業を実施し、具体的な成果が得られている。
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D	今後事業を実施するために検討していく。
E	事業の予定及び検討をしていない。

### 2 平成22年度及び23年度の評価結果について

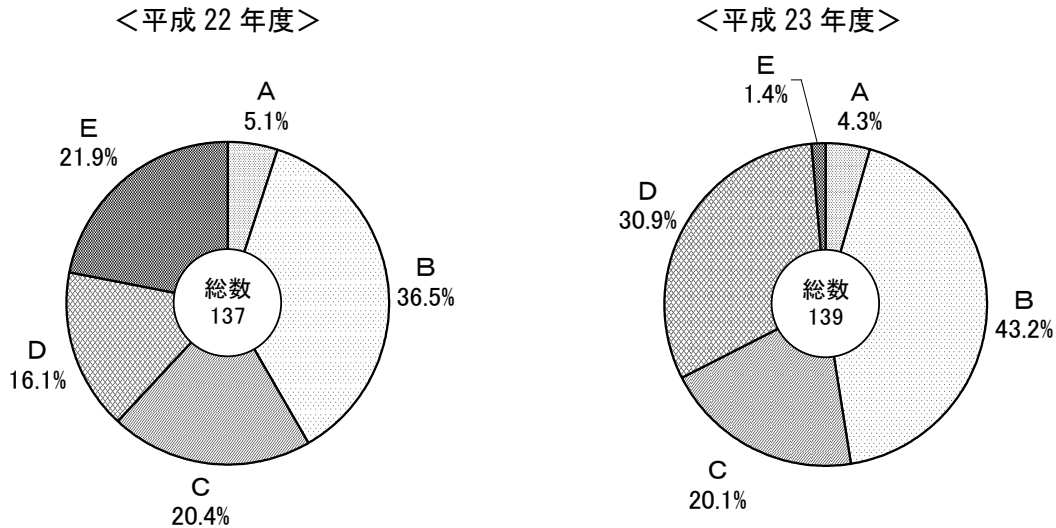
#### (1) 平成22年度評価について

137事業（一つの事業を複数の所管課が評価しているため、計画の112事業と異なる）中、A評価が7事業（5.1%）、B評価が50事業（36.5%）であり、全体の4割強の事業で成果が得られている。事業を実施しているものの具体的な評価が得られていないC評価は28事業（16.1%）であり、事業が実施されなかったD及び

E評価は52事業（38.0%）である。

## (2) 平成23年度評価について

139事業（一つの事業を複数の所管課が評価しているため、計画の112事業と異なる）中、A評価が6事業（4.3%）、B評価が60事業（43.2%）であり、全体の5割弱の事業で成果が得られている。事業を実施しているものの具体的な評価が得られていないC評価は28事業（20.2%）であり、事業が実施されなかったD及びE評価は45事業（32.3%）である。



## (3) A評価の項目について

平成23年度時点でA評価の項目は6事業であり、具体的には次の事業が該当する。

- ①市民まつり等での宣伝ブース設置（地域振興課所管）【目標1 男女平等の意識づくり】
- ②講座・講演会の開催（地域振興課所管）【目標1 男女平等の意識づくり】
- ③センターの愛称の検討（地域振興課所管）【目標1 男女平等の意識づくり】
- ④地域の活性化の支援（地域振興課所管）【目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進】
- ⑤国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進（教育指導課所管）  
【目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進】
- ⑥国際理解教育の充実（教育指導課所管）【目標4 あらゆる分野への男女共同参画の推進】

## (4) E評価の項目について

平成23年度時点でE評価の項目は2事業であり、具体的には次の事業が該当する。

- ①男女平等に関する職員の意識・実態調査（職員課所管）【目標1 男女平等の意識づくり】
- ②女性の再就職支援（職員課所管）【目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進】

### 3 評価結果について

第二次計画の計画期間は既に4年目に入っているが、現時点で評価がなされたのは前半の2年分である。平成22年度と23年度を比較するとB評価の割合が増加しており、23年度時点ではA評価と合わせて全体の5割弱に達している。このことから、計画が順調に進んでいるものと考えられる。

一方、依然としてD及びE評価にとどまっている事業が3割強を占めていることから、速やかな事業実施に向けた所管課への働きかけ及び支援が必要と考えられる。

### 報告事項3 市民意識調査結果（速報）について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

「市民意識調査結果（速報）について（別紙：資料3（当日配布）」を参照してください。

### 報告事項4 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の策定方針について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

平成25年10月7日 市長決定

#### 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の策定方針

##### 1 計画策定の趣旨

「武蔵村山市第二次男女共同参画計画（以下「第二次計画」という。）の計画期間が平成26年度をもって満了することから、男女共同参画を取り巻く社会経済環境の急速な変

化や、近年多様化する課題に対応するとともに、これまでの武蔵村山市の取組を踏まえ、男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、「武蔵村山市第三次男女共同参画計画(以下「第三次計画」という。)」を策定する。

## 2 計画の性格・位置付け

- (1) 第三次計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に当たるものであり、策定に当たっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポートプラン 2012」を踏まえるものとする。
- (2) 第三次計画は、男女共同参画社会の実現に向け、平成31年度の男女共同参画社会の方向性を見据えた、本市の基本的な考え方と、本市が推進する施策を総合的かつ体系的にまとめた計画とする。
- (3) 第三次計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」を含むものであり、国の基本方針及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」を踏まえるものとする。
- (4) 第三次計画は、「武蔵村山市第四次長期総合計画」における「前期基本計画(平成23年度～平成27年度)」及び策定中の「後期基本計画(平成28年度～平成32年度)」の個別計画として位置付ける。
- (5) 策定中である「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、関連する他分野の個別計画との整合を図るものとする。

## 3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

ただし、社会経済環境の変化等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う場合がある。

## 4 策定体制

- (1) 第三次計画の策定に先立ち、平成25年7月から8月の間に市民意識調査を実施した(第四次長期総合計画策定のための市民意識調査と同時に実施)。
- (2) 「武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会(以下「市民懇談会」という。別紙「参考1」参照。)」(平成25年10月から平成26年3月まで設置)において、市民の参画を得ながら、第三次計画に盛り込む内容等について取りまとめた提言書を作成し、市長に提出する。
- (3) 市の関係部署の職員によって構成される「武蔵村山市男女共同参画計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)」(平成26年4月以降設置)において、提言書の趣旨を踏まえ、第三次計画に位置付ける具体的な施策や事業について検討し、市長に報告する。

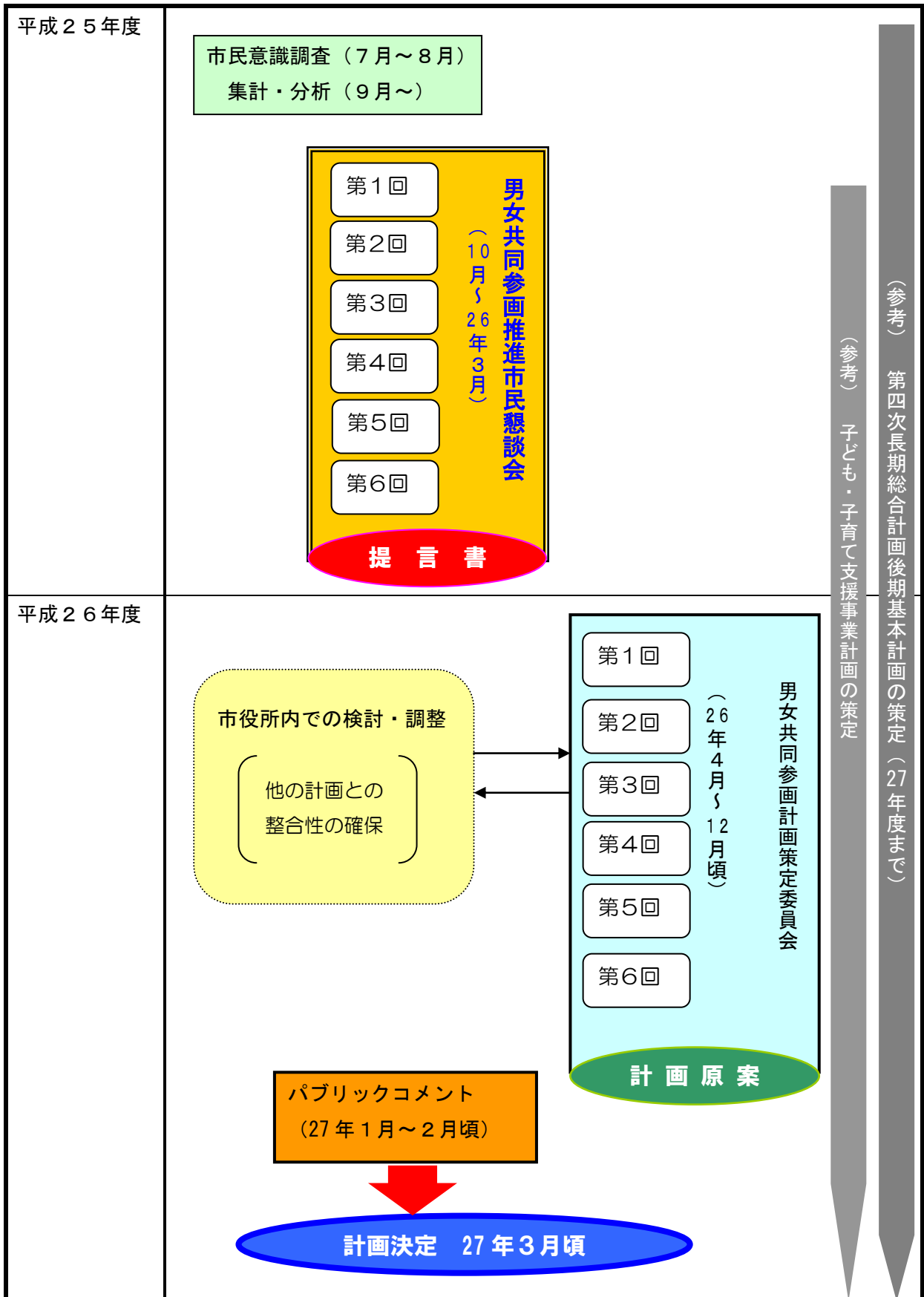
(4) 第三次計画の原案は市民に公表し、パブリックコメントで意見を受け付ける。寄せられた意見は、可能な限り計画原案に反映させ、調整会議及び庁議を経て、平成27年3月までに策定する。

5 計画の基本理念及び体系

市民懇談会における意見を踏まえ、策定委員会において検討する。



策定スケジュール



## 議題1 今後の会議の進め方について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

回	日時等	内容
第1回	10月17日(木) 午後6時30分	1 副座長の指名について 2 会議の取扱いについて 3 今後の会議の進め方について 4 計画の体系について 5 計画の基本理念について
第2回	11月中～下旬	1 計画の基本理念等について 2 提言書(案)の検討(目標1)
第3回	12月中旬	提言書(案)の検討(目標2)
第4回	1月中旬	提言書(案)の検討(目標3)
第5回	2月中旬	提言書(案)の検討(目標4及び「計画の推進」)
第6回	3月中旬	提言書の決定

## 議題2 計画の体系について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

「武蔵村山市第三次男女共同参画計画の体系(案)について(別紙:資料4)」を参照してください。

### 議題3 計画の基本理念について

第二次計画では、すべての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会「誰もがイキイキと暮らせる社会」の実現を目指していました。

第三次計画における基本理念について、下記のとおり協議します。

#### 記

第二次計画で実現を目指した「誰もがイキイキと暮らせる社会」の実現には途半ばであり、第三次計画においても引き続き、このような社会を目指すための取り組みが必要であることから、基本理念は変更しないという考え方も成り立つため、必ずしも変更を前提としたものではありません。

ここでは、新たな基本理念を掲げる場合の議論の一助として、いくつかの案を提案します。

案1-1 女性と男性がともに活躍し、多様な生き方を選択でき、責任を分かち合う社会をつくります

案1-2 女性と男性がともに活躍し、だれもが個人として尊重されるまちをつくります

政府「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）では、「これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠である」と指摘し、女性が活躍できる環境整備の推進を図っています。

また、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポートプラン21」では、「男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会」「男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる社会」「男女が家庭生活及び社会活動に対応な立場で参画し、責任を分かち合う社会」を基本理念としています。

このような国における最新の動向と都の取組の方向性を踏まえ、男女とも市民一人ひとりが輝くとともに、個人として尊重され、多様な生き方が選択でき、男性と女性が責任を分かち合う社会の形成こそが目指すべき社会であると認識して、案を提案するものです。

案2 男女がともに認め合い、自分らしく夢や希望を実現できる社会をつくります

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会のイメージとして、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」が「ひとりひとりの豊かな人生」（仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現）につながるものと位置付けています。

また、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポートプラン21」では、「男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会」「男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる社会」「男女が家庭生活及び社会活動に対応な立場で参画し、責任を分かち合う社会」を基本理念としています。

このような国における考え方と都の取組の方向性を踏まえ、男女がともに認め合い、自分らしく夢や希望を実現できる社会の形成こそが目指すべき社会であると認識して、案を提案するものです。

案3 誰もがイキイキと暮らせる社会をつくります～男女がともに参画するまち 武蔵村山～
--

市民意識調査によると、社会全体としての男女の地位については、平等と考える人が2割強であるのに対し、女性に比べて男性が優遇されているという回答が6割弱を占めています。武蔵村山市では、第二次計画により各種施策に取り組んできましたが、依然として市民の間では「男性優遇」という感覚が強いことがわかります。

このことを踏まえると、第二次計画で実現を目指した「誰もがイキイキと暮らせる社会」の実現には途半ばであり、第三次計画においても引き続き、このような社会を目指すための取り組みが必要と考えられます。

以上を踏まえ、現行計画の基本理念自体は変更せず、「誰もがイキイキと暮らせる社会」の内容を具体的に示す副題として「男女がともに参画するまち 武蔵村山」を加えることを提案するものです。

## 議題4 その他

このことについて、下記のとおり協議します。

記

### 第2回会議

平成25年11月 日 ( ) 時 分～ 場所

---

### 第3回会議

平成25年12月 日 ( ) 時 分～ 場所

---

平成25年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

平成25年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				